

代表者、車上作動処理実施責任者の皆さまへ

エアバッグ類の不適正保管は 登録取消となります！

平素はエアバッグ類 車上作動処理業務にご協力いただきありがとうございます。

さて、2018年度の上半期におきまして、取り外されたエアバッグ類を管理せず放置していた事により、車上作動契約の登録取消となった事象が発生しています。管理状況について今一度ご確認いただき、処理方法が不明な場合は自再協までご連絡くださいますようお願いいたします。

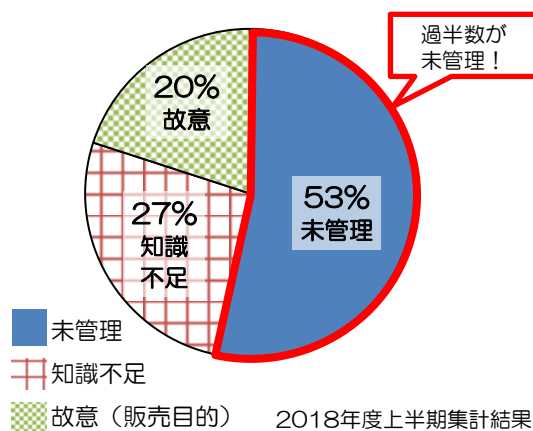
＜未管理による主な不適正事例＞

- ①バイヤーが勝手にエアバッグ類を取り外し敷地内に放置していた。
- ②サイドエアバッグが装備されている事を確認せずにシートを取り外し、保管していた。

※他の事例については自再協ホームページをご参照ください。

<http://jarp.org/violation.html>

不適正エアバッグ類の発生事由



不適正保管を発生させないためのポイント

- ①出入りするバイヤーがエアバッグ類を勝手に取り外すことのないよう、伝えること。
- ②車台詳細情報で装備情報を確認の上、車上作動処理すること。

※車台番号が不明等、処理方法が分からない場合は自再協に連絡し、その後の指示に従って対応をお願いいたします。

【先行報告も重大な不適正です！】

エアバッグ類を処理する前にエアバッグ類引渡報告を先行して実施した場合、または管理台帳に処理結果を記入した場合は登録取消を含む重大な違反となります。

自動車再資源化協力機構

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org